2019 年 12 月作成

スマイルメディカル Next α

スマイルメディカルネクストアルファ

無配当新医療保険（返戻金なし型）（2017）S

「申込書」「告知書」には、Web サイト上の「契約者情報入力」「告知情報入力」を含みます。なお、保険契約者様より入力された所要事項(「契約者情報」「告知情報」「お支払情報」)の朝日生命での受信をもって、保険契約のお申込み等があったものといたします。

Web サイト上でのお申込み手続きについては、「募集代理店」ではなく、「朝日生命保険案内デスク」がサポートをさせていただきます。

クーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面には、お申込み手続き画面に表示する「ご契約のしおり(抜粋版)/契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。

朝日生命は、各種約款、各種案内、契約内容等を、書面の交付（郵送）に代え、Web サイト、電子メール等の朝日生命所定の電磁的方法により、保険契約者様に交付いたします。
また、電子メールによる場合は、保険契約者様にご登録・ご指定いただいたメールアドレスに通知いたします。なお、一部の書面については郵送する場合があります。

インターネットでお申込みいただけるプランは、Web サイト上で展開しているプランのみとなります。

ご契約のしおり（抜粋版）

これはご契約にともなう大切なことがらについて記載した「ご契約のしおり」の抜粋となります。お申し込みを受け付けたのち、「ご契約のしおり-約款」をお送りしますので、再度ご確認願います。「ご契約のしおり-約款」はお申し付けいただければ事前に送付させていただきます。また、「ご契約のしおり-約款」につきましては、朝日生命のホームページ（https://www.asahi-life.co.jp/）にも掲載しております。

お知らせとお願い

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について
生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について
○募集代理店の担当者（生命保険募集人）は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後に保険契約者の変更といったご契約内容の変更をする場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する朝日生命の承諾が必要になります。
○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利（告知受領権）がないため、募集代理店の担当者に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について
○生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討ください。
○申込者または保険契約者（以下、「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（注）を受け取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、書面により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除（以下、「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。
（注）「ご契約のしおり（ご契約のしおり（抜粋版）を含みます）」・「注意喚起情報」を指します。
○お申し込みの撤回等は書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく<事項> ①お申し込みの撤回等をする意思　②申込者等の氏名（自署）・住所・電話番号　③申込番号（「契約申込書（保険契約者様控）」の上部10桁の数字）
④保険料　⑤取扱代理店名　⑥申込日　⑦申出日　⑧返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人（フリガナ））
<書面の郵送先> 〒206-8611　東京都多摩市鶴牧 1-23　朝日生命　金融代理店業務グループ
※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。　※⑧の返金先口座は、すでに保険料をお払込みいただいた場合のみご記載ください。

○お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。申込者等から特にお申し出のない場合は、あらかじめご指定いただいた保険料の振替口座へ返金します。なお、返金できる申込者等の口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金する口座をご指定いただきます。
○朝日生命は、申込者等に対し、お申し込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
○お申し込みの撤回等の書面発信時に給付金等の支払事由が生じている場合は、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面発信時に、申込者等が給付金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
○次の場合にはお申し込みの撤回等は取り扱いません。
● 申込者等が法人（会社）または個人事業主（雇用主）の場合　● 朝日生命が指定した医師の診査が終了した場合

4. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ
○一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。
● 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
● 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
○新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。
○新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
○新たにお申し込みのがん治療特約（返戻金なし型）S、7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）Sについては主契約の責任期間開始の日からその日を含めて90日以内にがんと診断確定された場合（注）には、がん治療給付金、がん診断一時金、7大疾病初回一時金はお支払いしません。また、主契約の責任開始の日からその日を含めて90日以内に悪性新生物と診断確定された場合（注）には、保険料払込免除特則による保険料の払込免除も行いません。
○保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がった場合には、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。
（注）保険契約者、被保険者がその事実を知らない場合も含みます。

ご契約に際して

1. 告知について
⑴告知義務について
○保険契約者および被保険者には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。
生命保険は多数の人々が保険料を出し合うことで、相互に保障し合う制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態等について「告知書」（電子機器上の告知画面を含みます。以下、「告知書等」といいます）で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。朝日生命が指定する医師による診査の場合、医師が口頭で告知を求める場合があります。その場合も同様に事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、朝日生命（告知書等に記入いただく場合）および朝日生命が指定した医師が有しています。募集代理店の担当者（生命保険募集人）には告知をお受けできる権利がないため、募集代理店の担当者（生命保険募集人）に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。募集代理店の担当者（生命保険募集人）が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。
○「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」をご検討されている方は次のことにご留意ください。
一般のご契約と同様に告知義務があります。そのため「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は、「新たなご契約の責任開始の時」から告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。そのため、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をしなかったために解除または取り消しとなることもあります。
⑵告知義務違反について
○事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合には、給付金等をお支払いできないことがあります。
○告知いただくことがらは、告知書等に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合は、責任開始の時から2年以内（注1）であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。ご契約を解除したときは、たとえ給付金などの支払事由が発生していても、これをお支払いしません（注2）。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません（注2）。
○ご契約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。
○告知にあたり、募集代理店の担当者（生命保険募集人）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約を解除することはできません。ただし、募集代理店の担当者（生命保険募集人）のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約を解除することができます。
○ご契約の解除以外にも、ご契約の締結状況等により給付金などをお支払いできないこと、または保険料のお払込みを免除できないことがあります。
（例）現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始の時から2年経過後でも取り消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料は返金しません。
（注1）責任開始の時から2年を経過していても、給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約を解除することがあります。
（注2）「給付金などの支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。
⑶傷病歴・通院事実等を告知された場合
○傷病歴がある場合でも、その内容によってはご契約をお引き受けさせていただくことがあります。（ご契約をお引き受けできないこと（注）や「割増保険料の払込み」「給付金等の削減支払」「特定部位・指定疾病についての不担保」および「特定高度障害状態についての不担保」などの特別条件をつけてお引き受けさせていただくこともあります。）
（注）この場合、保険契約者から特にお申し出がない限り、領収金額をあらかじめご指定いただいた保険料の振替口座に返金します。返金できる口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金口座をご指定いただきます。
○朝日生命では、健康上の理由で、通常の保険に加入できない方向けの医療保険（注）も取り扱っています。健康に不安のある方はご検討ください。
（注）健康に不安のある方向けの医療保険のため、朝日生命の代理店で取り扱っているその他の医療保険と比べて保険料が割高となっています。ご契約に際しては、朝日生命所定の条件があります。詳しくは募集代理店の担当者にお問い合わせください。

2. 保障の責任開始の時について
○保険契約は、保険契約者からのお申し込みを朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾した場合、保障は以下の時から開始します。

責任開始に関する特約Sを付加した場合 （第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合）	お申し込みと告知（診査）がともに完了した時
上記以外の場合	お申し込み、告知（診査）ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時（注）

（注）第1回保険料相当額のお払込みが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

口座振込みでお払込みの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日
クレジットカードでお払込みの場合	取扱クレジットカード会社による利用承認日

! 「がん治療特約（返戻金なし型）S」「7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）S」「保険料払込免除特則」のがんを原因とする保障の責任開始の時は、主契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。

給付金等をお支払いできない場合について

（保障内容につきましては、「契約概要」をご参照ください）

1. 免責事由に該当した場合
○死亡給付金
被保険者が次のいずれかによって死亡したとき
・保険契約者または死亡給付金等受取人の故意　・戦争その他の変乱（注）

○入院給付金、医療費充当給付金、手術給付金、放射線治療給付金、通院一時金、先進医療給付金、先進医療見舞金
被保険者が次のいずれかによって支払事由に該当したとき
・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
・被保険者の犯罪行為
・被保険者の精神障害を原因とする事故
・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
・むちうち症または腰痛でいずれも他覚所見のないもの
・地震、噴火または津波（注）
・戦争その他の変乱（注）

（注）支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、給付金等の金額の一部または全部をお支払いします。

2. 告知義務違反によりご契約が解除された場合
○「ご契約に際して」の「1. ⑵告知義務違反について」をご確認ください。

3. 重大事由によりご契約が解除された場合
次のいずれかの重大事由が生じたとき
○保険契約者、被保険者（注1）または給付金等の受取人が、給付金等を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（注2）をしたとき
○給付金等の請求に関して、給付金等の受取人に詐欺行為（注2）があったとき
○他のご契約との重複により、給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
○保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき
・暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
・反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること　・反社会的勢力を不当に利用していると認められること
・保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
・その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

○次の事由などにより、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼が損なわれ、かつ、ご契約を継続することを期待しえない上記重大事由のいずれかと同等の事由があるとき
・ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき
・保険契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

（注1）死亡給付金の場合は、被保険者を除きます。　（注2）未遂を含みます。
! 重大事由が生じた場合、朝日生命はご契約を解除します。重大事由が生じた時からご契約の解除までの間に、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていても、朝日生命は給付金等のお支払いおよび保険料の払込免除を行いません。すでに給付金等をお支払いしていた場合は、その返還を請求します。また、すでに保険料の払込を免除していた場合は、その保険料のお払込みを請求します。重大事由によりご契約が解除された場合で、返戻金があるときは、その返戻金を保険契約者にお支払いします。

4. 詐欺による取り消しの場合
○保険契約者または被保険者の詐欺によって朝日生命がご契約のお申し込みを承諾したとき
! 詐欺によりご契約のお申し込みを承諾した場合は、朝日生命はご契約を取り消し、お払込みいただいた保険料は返還しません。

5. 不法取得目的による無効の場合
○ご契約の加入状況、ご契約成立後の給付金等の請求状況などから判断して、保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的でご契約を締結したものと認められるとき
! 不法取得目的により締結されたご契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は返還しません。

6. ご契約が消滅（未払消滅）した場合
○「保険料のお払込みについて」の「2. 保険料払込みの猶予期間と消滅について」をご確認ください。

7. 支払事由に該当しないその他の場合
⑴入院給付金、医療費充当給付金、手術給付金、放射線治療給付金、通院一時金、女性入院給付金、先進医療給付金、先進医療見舞金
○責任開始の時（注1）前の傷害または疾病を原因とするとき（注2）　○被保険者の薬物依存によるとき
⑵7大疾病初回一時金、がん治療給付金、がん診断一時金
○がんを原因とする保障について、がんを原因とする保障の責任開始の時（注1）前にがんと診断確定されていたとき（注3）
○がんを原因とする保障以外の保障について、がんを原因とする保障以外の保障の責任開始の時（注1）前の疾病を原因とするとき
（注1）「ご契約に際して」の「2. 保障の責任開始の時について」をご確認ください。
（注2）以下のような場合、責任開始の時以後の疾病とみなします。
・責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に療養を受けたとき　・告知等により会社が知っていたその原因に関する事実に基づいて承諾したとき（事実の一部について告知いただいていない等の理由により、その原因に関する事実を朝日生命が正確に知ることができなかった場合を除きます。）
・病院での受診歴や健康診断等による異常の指摘がなく、症状について被保険者による認識・自覚もなかったとき
（注3）がん診断確定の場合の特別取り扱いが適用されている場合を除きます。

保険料のお払込みについて

1. 保険料の払込方法について
払込方法（経路）には次のような方法があります。
○口座振替扱によるお払込みについて
朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定した口座から、保険料が自動的に振り替えられる方法です。お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。
○クレジットカード扱によるお払込みについて
朝日生命が提携しているカード会社を経由して、保険料をお払込みいただく方法です。お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。クレジットカード扱には、朝日生命所定の要件があります。

2. 保険料払込みの猶予期間と消滅について
保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合、払込期月の翌月1日からその日を含めて3か月目の末日までを保険料のお払込みの猶予期間とします。お払込みがないまま猶予期間が経過しますと、ご契約は消滅（未払消滅）となり、効力がなくなります。その場合、消滅した契約を元に戻すことはできません（ご契約の復活は取り扱いません。）。

3. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて
○保険料の払込方法（回数）が年払のご契約が消滅（注1）した場合、または保険料のお払込みが免除された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その返還金をお支払いします。
○保険料の未経過分に相当する返還金は、すでに払い込まれた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（月単位）から、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（年単位）の前日までの月数に対応する保険料相当額となります。
（注1）ご契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。　（注2）保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、その不要となった部分の保険料に限ります。
! 保険料の払込方法（回数）が月払のご契約については、保険料の未経過分に相当する返還金のお支払いはありません。

契約概要

必ずお読みください

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-約款」に記載していますのでご確認ください。

1　引受保険会社

■名　　称　朝日生命保険相互会社
■電　　話　お客様サービスセンター　☎ 0120－360－567

2　商品の特徴と仕組み

■商 品 名 称　スマイルメディカルネクストα（正式名称：無配当新医療保険（返戻金なし型）（2017）S）
■特　　　徴　病気やケガによる所定の入院・手術・放射線治療に対して、入院給付金・医療費充当給付金・手術給付金・放射線治療給付金で備えることができます。

主契約

無配当新医療保険（返戻金なし型）（2017）S
◇入院給付金　◇医療費充当給付金　◇手術給付金　◇放射線治療給付金
保険料払込免除特則適用　または　保険料払込免除特則非適用
ご契約
保険期間：終身
一生涯保障

保険料払込期間：60・65・70・75・80歳払込満了、終身払、10年払込満了

＊各給付金の型・給付倍率について、契約時に以下より選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。

入院給付金	医療費充当給付金	手術給付金・放射線治療給付金
入院Ⅰ型・入院Ⅱ型	入院給付金日額×0・10・15・20・30・40倍	手術あり型・手術なし型

＊次の特則・特約を適用・付加できます（募集代理店によって異なります）。
● 保険料払込免除特則
● 無配当7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）S
● 無配当通院一時金特約（返戻金なし型）S
● 無配当先進医療特約（返戻金なし型）S
● 無配当がん治療特約（返戻金なし型）S
● 無配当女性入院特約（返戻金なし型）（2017）S

この保険は代理店専用商品です。保険料のお払込みがないまま猶予期間が満了した場合、保険契約は消滅し復活のお取り扱いはない等、朝日生命の営業職員が募集する商品と異なったお取り扱いとなっています。

■お取り扱い（募集代理店によって異なります）

入院給付金日額＊1	3,000円＊2 ～ 10,000円（1,000円単位）
契約年齢	0歳＊3 ～ 80歳
保険料払込期間	60・65・70・75・80歳払込満了（最低払込期間5年）、終身払 10年払込満了（保険契約者が法人に限ります）
保険料払込方法	口座振替扱（月払・年払）、クレジットカード扱（月払）

最低保険料	月払:1,000円　年払:11,000円（付加特約の保険料を含みます）
備考	医療費充当給付金には、以下の加入限度＊1があります。 0歳～24歳…10万円 25歳～49歳…20万円 50歳～80歳…15万円

＊1　朝日生命の他の保険契約の加入状況等によって、異なるお取り扱いとなる場合があります。
＊2　「女性入院特約（返戻金なし型）（2017）S」の女性入院給付金日額は、2,000円～のお取り扱いとなります。
＊3　「保険料払込免除特則」「がん治療特約（返戻金なし型）S」「7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）S」「女性入院特約（返戻金なし型）（2017）S」は15歳～のお取り扱いとなります。

⚠	●「がん治療特約（返戻金なし型）S」「7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）S」「保険料払込免除特則」のがんを原因とする保障の責任開始の時は、主契約の責任開始の日からその日を含めて90日を経過した日の翌日となります。 ● がんを原因とする保障の責任開始の時より前にがんと診断確定されていた場合には、「がん治療特約（返戻金なし型）S」「7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）S」「保険料払込免除特則」は無効となり、給付金等はお支払いしません。また、保険料の払込みも免除しません。

3　保障内容

<無配当新医療保険（返戻金なし型）（2017）S>

⑴入院給付金

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病で1日以上の入院をしたとき	1回の入院につき　入院給付金日額×入院日数	契約時に選択した入院給付金の型に応じて下表のとおり

入院給付金の型	入院原因	支払限度日数	
		1回の入院	通　算
入院Ⅰ型	がんおよびがん以外の生活習慣病*1	無制限	無制限
	特定精神疾患*2	120日	1,000日*3
	上記以外	60日	
入院Ⅱ型	がん	無制限	無制限
	上記以外	60日	1,000日*3

＊1　がん以外の生活習慣病とは、心・血管疾患、脳血管疾患、腎疾患、肝疾患、糖尿病、高血圧性疾患をいいます。
＊2　特定精神疾患とは、約款に定める「精神および行動の障害」ならびに「神経系の疾患」をいいます。
＊3　入院Ⅰ型は「がんおよびがん以外の生活習慣病による入院日数」を、入院Ⅱ型は「がんによる入院日数」を通算支払日数算出上の入院日数に含めません。

保障内容に関する注意事項

- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 同一の傷害または疾病により入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には1回の入院とみなし、181日以上の場合には新たな入院とみなします。

(2)医療費充当給付金

支払事由	支払金額	支払限度
入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院につき　入院給付金日額×契約時に選択した給付倍率	1回の入院：1回 ／ 通算：50回

保障内容に関する注意事項

- 医療費充当給付金の給付倍率は、0倍、10倍、15倍、20倍、30倍、40倍より、契約時に選択いただきます。0倍を選択した場合は、医療費充当給付金はありません。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、医療費充当給付金においても、その入院を1回の入院とみなします。

(3)手術給付金

支払事由	支払金額	支払限度
次のいずれかの手術を受けたとき ・傷害や疾病を原因とした所定の手術 ・造血幹細胞移植術 ・責任開始の日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後に受けた造血幹細胞採取手術	入院給付金日額×給付倍率*1	無制限*2

＊1　手術の種類等に応じて、次のとおりです。

手術の種類			給付倍率
入院中に受けた手術	①開頭脳手術		40倍
	②開胸心臓手術		
	③上記②に該当しない手術で、かつ開胸術に該当する手術		20倍
	④開腹術		
	⑤がん組織摘出手術	開頭術、開胸術、開腹術	40倍
		上記以外の手術	20倍
	⑥感覚器に対する手術		5倍
	⑦上記①～⑥に該当しない手術		10倍

手術の種類	給付倍率
入院中以外に受けた手術	5倍
造血幹細胞移植術、造血幹細胞採取手術	10倍

＊2　医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料または輸血料が1回のみ算定されるものとして定められている手術は、14日に1回（非電離放射線による療法の場合は60日に1回）の給付を限度とします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

保障内容に関する注意事項

- 手術給付金は、「手術あり型」「手術なし型」より、契約時に選択いただきます。「手術なし型」を選択した場合は、手術給付金はありません。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術は、レーザー屈折矯正手術（レーシック）は対象外など、所定の要件があります。
- 開頭脳手術・開胸心臓手術・開胸術・開腹術・がん組織摘出手術は約款に定める手術となり、血管カテーテルによる手術を除くなど、所定の要件があります。
- 感覚器に対する手術とは、目（視覚）、耳（聴覚）、鼻（臭覚）に対する所定の手術をいいます。
- 造血幹細胞移植術は、組織の機能に障害がある者に組織の機能の回復または付与を目的として造血幹細胞を輸注することをいいます。なお、異種移植は含みません。
- 造血幹細胞採取手術は、組織の機能に障害がある者に造血幹細胞を移植することを目的として、造血幹細胞を採取*することをいいます。なお、自家移植は除きます。
  ＊骨髄または末梢血からの採取に限るものとし、臍帯血からの採取は除きます。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術を同時期に複数受けたときは、最も給付金額の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

(4)放射線治療給付金

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因として所定の放射線治療を受けたとき	入院給付金日額×10倍	無制限*

＊放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれについて60日に1回の給付を限度とします。

保障内容に関する注意事項

- 放射線治療給付金は、「手術あり型」「手術なし型」より、契約時に選択いただきます。「手術なし型」を選択した場合は、放射線治療給付金はありません。
- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療は、処置・検査は対象外など、所定の要件があります。

<無配当通院一時金特約（返戻金なし型）S>

支払事由	支払金額	支払限度
主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日以後180日以内に通院したとき	通院一時金額	1回の入院：1回 ／ 通算：50回

保障内容に関する注意事項

- 通院一時金の支払事由に該当する通院は、入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とした通院をいいます。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、通院一時金においても、その入院を1回の入院とみなします。
- 主契約の入院給付金が支払われる入院日と同日の通院については、通院一時金をお支払いしません。
- 同日に複数の通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院原因が先に生じた通院に対してのみ通院一時金をお支払いします。

<無配当がん治療特約（返戻金なし型）S>

(1)がん治療給付金

支払事由	支払金額	支払限度
がんの治療を目的とする以下の治療を受けたとき ・入院　・手術　・放射線治療　・抗がん剤治療（ホルモン療法を含みます）	がん治療給付金が支払われる治療を受けた日の属する月ごとに がん治療給付金月額×給付倍率*	通算：120倍

＊がん治療給付金の給付倍率は以下のとおりです。

治療の種類	抗がん剤治療（ホルモン療法を除きます）	入院・手術・放射線治療・ホルモン療法
給付倍率	1.0	0.5

保障内容に関する注意事項

- がん治療給付金の支払事由に該当する治療を、同じ月に複数回または複数月分受けた場合でも、その治療のうち、最も高い給付倍率が適用される治療に基づき算出される金額を上限として、がん治療給付金をお支払いします。
- がん治療給付金の支払対象となる手術・放射線治療には所定の要件があります。
- がん治療給付金の支払事由に該当する手術が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定される手術のときは、最初の手術日のみを支払対象となる手術日とします。
- がん治療給付金の支払事由に該当する放射線治療が、一連の治療過程に連続して受けた場合でも放射線治療料が1回のみ算定される放射線治療のときは、放射線治療開始日のみを支払対象となる放射線治療日とします。
- がん治療給付金の支払対象となる抗がん剤治療は、世界保健機関（WHO）の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、「抗悪性腫瘍薬」「内分泌療法（ホルモン療法）」などに該当し、公的医療保険制度の対象となるがんの治療を目的とした所定の抗がん剤（ホルモン剤を含みます）の投与または処方をいいます。

(2)がん診断一時金

支払事由	支払金額	支払限度
がん（上皮内新生物を含みます）と診断確定されたとき	がん治療給付金月額×契約時に選択した給付倍率*	無制限（⚠1年に1回を限度）

＊がん診断一時金の給付倍率は、0・5・10倍より、契約時に選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。0倍を選択した場合は、がん診断一時金はありません。

保障内容に関する注意事項

- がん診断一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後、がんの治療を目的とする入院を開始したときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。

- がん診断一時金が支払われた最終の支払事由該当日からその日を含めて1年を経過した日の翌日にがんの治療を目的とする継続入院中のときは、その日にがんと診断確定されたものとして取り扱います。
- 同時期にがん診断一時金の支払事由に複数該当した場合でも、がん診断一時金を重複してお支払いしません。

<無配当7大疾病初回一時金特約（返戻金なし型）S>

支払事由			支払金額	支払限度
がん	悪性新生物 上皮内新生物	・がん（上皮内新生物を含みます）と診断確定されたとき	7大疾病初回一時金額	1回
6大疾病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・拡張型心筋症の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき		
	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		
	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき		
	肝硬変	・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ・肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき		
	糖尿病	・糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき		
	高血圧性疾患	・高血圧性疾患により生じた（解離性）大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・高血圧性疾患により生じた（解離性）大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき		

<無配当先進医療特約（返戻金なし型）S>

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用（自己負担額）	1回の療養：450万円 ／ 通算：2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の10％相当額	1回の療養：45万円 ／ 通算：200万円

保障内容に関する注意事項

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科（歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科）のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

<無配当女性入院特約（返戻金なし型）(2017) S>

支払事由	支払金額	支払限度
女性特定疾病を原因として1日以上の入院をしたとき	1回の入院につき　女性入院給付金日額×入院日数	下表のとおり

入院原因	支払限度日数	
	1回の入院	通　算
がん	無制限	無制限
上記以外の女性特定疾病	60日	1,000日*

＊「がんによる入院日数」は通算支払日数算出上の入院日数に含めません。

保障内容に関する注意事項

- 女性特定疾病とは、女性特有の疾病（子宮筋腫、子宮内膜症など）や、がんなど所定の疾病をいいます。
- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 同一の女性特定疾病により女性入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、女性入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には1回の入院とみなし、181日以上の場合には新たな入院とみなします。

<保険料払込免除特則>

保険料払込免除事由		
	悪性新生物	・悪性新生物（上皮内新生物は含みません）と診断確定されたとき
6大疾病	急性心筋梗塞 拡張型心筋症	・急性心筋梗塞の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・拡張型心筋症の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき
	脳卒中 脳動脈瘤	・脳卒中の治療のため入院したとき、または手術を受けたとき ・脳動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・脳動脈瘤の治療のため手術を受けたとき
	慢性腎不全	・慢性腎不全により永続的な人工透析療法を開始したとき ・慢性腎不全の治療のため腎移植手術を受けたとき
	肝硬変	・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤が破裂したと診断されたとき ・肝硬変により生じた食道・胃静脈瘤の治療のため手術を受けたとき ・肝硬変の治療のため肝移植手術を受けたとき
	糖尿病	・糖尿病性網膜症の治療のため手術を受けたとき ・糖尿病性壊疽の治療のため1手の1手指または1足の1足指以上の切断術を受けたとき
	高血圧性疾患	・高血圧性疾患により生じた（解離性）大動脈瘤が破裂したと診断されたとき ・高血圧性疾患により生じた（解離性）大動脈瘤の治療のため手術を受けたとき

保険料払込免除に関する注意事項

- 保険料払込免除特則の適用・非適用にかかわらず、保険料払込期間中に疾病または傷害により所定の高度障害状態になったときや、傷害により所定の身体障害状態になったときは、以後の保険料の払込みが免除となります。

<指定代理請求特約 (2016) S>

■給付金等の受取人となる被保険者が給付金等を請求できない朝日生命所定の事情がある場合、その給付金等を指定代理請求人が請求できます。
■指定代理請求人に給付金等をお支払いした場合、その後重複して給付金等の請求を受けてもお支払いしません。

■指定代理請求人に給付金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
■保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、給付金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者がご自身の健康状態について知る可能性があります。

4　法令改正等による支払事由の変更について

■法令改正等による公的医療保険制度等の改正や医療技術または医療環境の変化が、支払事由に影響を及ぼす場合には、朝日生命は主務官庁の認可を得て、将来に向かって支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する2か月前までに保険契約者へご連絡します。

5　解約返戻金について

■この保険契約には解約返戻金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約の入院給付金日額の10倍の解約返戻金があります。

6　死亡給付金について

■この保険契約には死亡給付金はありません。ただし、保険料払込期間満了後の保険期間中で、保険料払込期間満了日までの保険料が払い込まれている場合は、主契約の入院給付金日額の10倍の死亡給付金があります。

7　満期保険金等について

■この保険契約には満期保険金はありません。また、契約者貸付、保険料振替貸付の取り扱いもありません。

8　配当金について

■この保険契約には配当金はありません。

9　保険料について

■具体的な保険料は商品パンフレット等で確認ください。

〔引受保険会社〕
朝日生命保険相互会社
本社／〒100-8103　東京都千代田区大手町2-6-1
® 0120－360－567
受付時間　月曜日～金曜日　9:00 ～ 17:00
土曜日　9:00 ～ 12:00、13:00 ～ 17:00
〔但し、祝日、12月31日～1月3日を除く〕
◎朝日生命ホームページ　https://www.asahi-life.co.jp
㊏朝日A-2019-271(2019.12.4)契医(2019.12)